

日常生活用具給付にかかる基準額の変更

日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）に対し、必要な用具の費用を給付しています。次の品目について、基準額を変更する予定です。

1. 変更内容

品目	基準額変更前(/月)	基準額変更後(/月)	対象者要件
ストーマ装具 (消化器系)	8, 8 5 8 円	9, 1 2 0 円	ぼうこう・直腸機能障がい者で、 ストーマ造設者
ストーマ装具 (尿路系)	1 1, 6 3 9 円	1 2, 0 0 0 円	ぼうこう・直腸機能障がい者で、 ストーマ造設者

2. 実施時期(予定)

令和7年4月1日